

近世土佐派記録（一）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 京都市立芸術大学芸術資料館 公開日: 2022-11-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松尾, 芳樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15014/00000411

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



近世土佐派記録集 (一)

松尾芳樹

京都市立芸術大学芸術資料館所蔵「土佐派絵画資料」は、中世に成立し近代初頭まで続いた大和絵の画系土佐派に関わる資料である。内容としては粉本と呼ばれる下絵や模本類が多いのだが、記録や文書といった学界にとって貴重な文字資料も少なくない。そこで、これら文字資料翻刻を順次行うこととし、手始めに土佐家伝に関する資料九点を選んだ。これらは全て近世後期以後の書写にかかるもので、かならずしも正確な事実に基づくとは限らないが、近世の土佐家が自己の家についてどのような認識を持っていたかという内部からの土佐家観が見えて興味深い。

一. 土佐派系図	江戸時代	六. 土佐家秘書目録	江戸時代
二. 土佐家没年目録	明治43年(1910)	七. 土佐家所持絵本目録	享保10年(1725)
三. 土佐光貞俸禄上申書控	文化2年(1805)	八. 將軍御覽絵本目録	享保10年(1725)
四. 土佐光信伝	明治時代	九. 住吉称号證文写	[寛文3年(1663)]
五. 土佐光起伝書付	江戸時代		

主要項目：やまと絵、土佐派、土佐光信、土佐光芳、土佐光貞、住吉如慶、粉本

DOCUMENTS OF TOSA SCHOOL IN PRE-MODERN AGE (I)

YOSHIKI MATSUO

The Tosa School is one school of Yamato-e. University Art Museum of Kyoto City University of Arts owns a collection of reference material on Tosa School paintings. Most of it comprises sketches and reproductions, but there is also much valuable written material such as records and literary works. The museum has decided to gradually reprint these documents. Chosen to be first printed are nine that describe the history of the Tosa School. They are quite interesting in their illustration of how the Edo Tosa School artists recognized their school.

1	Genealogical table of Tosa school	Edo period
2	List of dates of deaths in Tosa family	1910
3	Written report on stipends by Mitsusada Tosa (copy)	1805
4	Biography of Mitsunobu Tosa	Meiju period
5	Biography note of Mitsuoki Tosa	Edo period
6	List of secret books for Tosa school	Edo period
7	List of reproductions in Tosa school	1725
8	List of reproductions shown to the Shogun	1725
9	Copy of the deed of the Sumiyoshi title	(1663)

Key terms: Yamato-e, Tosa school, Mitsunobu Tosa, Mitsufusa Tosa, Mitsusada Tosa, Zyokei Sumiyoshi, funpon

小引

京都市立芸術大学芸術資料館所蔵「土佐派絵画資料」は、室町時代から明治初期に至るまで活動し大和絵の画系として知られた土佐派に関わる資料である。内容は粉本と呼ばれる下絵や模本類が多く、近年図録の刊行によって少しずつその内容が公開され始めた。しかし、図録という形態を採る以上、編集は図像に偏重しがちとなり、文字資料である記録文献や文書は、なかなか目録化の機会が生まれない。本資料の中にはこうした文字資料も相当数含まれており、近世の絵所預として活動した彼等の記録だけに、学界にとって貴重な資料となるものも少なくない。その公刊の方策を考える必要が生じている所以である。

基本的には文字資料であっても影印を収録することが最善であると思うが、膨大な粉本の刊行を前にすれば、記録や文書を粉本同様に影印目録化する時期について見通しも立たない。そのため、次善の策とはいえ順次これら文書類を分割して翻刻公刊し、資料の価値を広く共有する方法を採ることにした。

翻刻の手始めとして、今回は土佐家伝に関する資料を選んでいる。これらは全て近世以後の書写にかかるもので、必ずしも正確な事実に基づくものとは限らないが、近世の土佐家が自己の家についてどのような認識を持っていたかという内部からの土佐派観が見えて興味深い。各々の資料については以下解題を付して参考に供する。

一．土佐派系図

江戸時代

(旧番号三二八)

二二・三×一五二・八 cm

土佐光芳（一七〇〇～七二）の時代に書写されたと思われる土佐派の系図である。楮紙五紙を継ぐ。但し血縁関係を示さないため、本来の意味での系図とは見なし難い。恐らく土佐派の系図から画人名と官位官職のみを抜出して作成したものと思われる。藤原鎌足を家祖とし良門に至る北家の系譜の後、藤原基光を絵所預の祖として基光以下その子行海等12人の系譜を詳細に連ねる。藤原隆能に至り経隆以下光信に連なる流布の土佐系図同様の次序となり、全て五十人の名が見える。土佐系図には幾つかの種類があるが本資料のような系譜は見られず、流布の系図を参考にしたものではないようである。経隆から基光までを十六世とする認識は、血縁の上でも在世期間の上でも極めて不合理な認識だが、流布する土佐系図にはその大部分が見当たらない基光以下信隆までの人物がなぜこのように大量に系譜に混入したのか、またなぜそのような系図が土佐家に伝えられたのか疑問は多い。全体に草案の様子を示すため、本資料の用途は不明だが、光芳在世中落飾後にあたる寶曆四年（一七五四）に光貞が分家を許されていたことを考えると、本家累代の画人系譜を綴った本資料によって、自家の正統性を確認する必要があったのかもしれない。

二．土佐家没年目録

明治四十三年（一九一〇）（旧目録三四五）

一五・七×一一・四 cm

野紙三葉をこよりで袋綴じにしたもの。土佐光信以後土佐家累代画人の没年月日を記したものである。明治四三年（一九一〇）から起算した没年までの年数を加えており、この年が目録を作成した年と思われるから筆者は土佐光武（一八四四〜一九一六）またはその子光輝（？〜一九二二）と考えられる。土佐本家は明治十二年（一八七九）に光文が没して以後、事実上廃業同然の状態であったから、家業の軸となったのは分家の光武であった。従ってこの記録は分家方に於て制作されたとはいえ明治期土佐家の認識であったと考えてよい。しかし内容は光信没年の如く不合理な記事もあって土佐の家伝によるとばかりもいえない。表記の形式から見ても『扶桑画人伝』などの画伝書が参考となったものであろう。藤原鎌足を祖とする系図に従い、大化元年から起筆して家の旧さを示す意図が見えるが、光信の前に藤原基光と巨勢金岡が加えられていることについては、土佐家の祖というより倭画古代の名手として示したものである。光親は光成の弟だが了仙と称す針医となり、安川と姓をあらため福山藩に仕え、家を離れた人物である。また光海については誰の兄弟であるか不明である。

三、土佐光貞俸禄上申書控 文化二年（一八〇五）（旧目録二八四）

一七・九×一七九・二 cm

土佐光貞が継嗣の備後介すなわち後の光字のために収入の確保の道を請願した書簡。楮紙四枚を継ぐ。禁裏の有力者に宛てたのであろうが、宛て先は不明である。近年土佐家への仕事が他の画家に奪

われている事情を嘆き、また処遇も他の画家に比べて充分なものとは言えないと考えたため、土佐家が絵所預としてかって得ていた所領や禄のことを家伝として語り権利の正統性を述べ、光貞自身が長期にわたって滞りなく職を務めたことに対する理解を求めて俸禄の便宜を得ようとした内容である。本資料に明確な年記はないが、末尾の丑の字を年記と考えると、光字が備後介となった寛政二年から光貞が没した文化三年の間の丑年である寛政五年癸丑（一七九三）と文化二年乙丑（一八〇五）のどちらかが該当することになる。寛政五年とした場合、元文三年（一七三七）生まれの光貞が五十余年間勤務したという記事に従えば光貞は乳児期から御用を務めたことになり不合理である。また、鶴沢探索、吉田元陳、恒枝専蔵ら寛政二年（一七九〇）に落成した内裏造営の仕事を終えた画家が、わずか三年後であるにもかかわらず揃って先代として扱われ世代交代があったように記されているのも不自然である。文化二年という年が光貞の亡くなる前年にあたることを考えると、文中に表れた土佐家の行く末を案じる老境の光貞の気持ちが一層理解できるから、恐らく文化二年の文書と考えてよいだろう。狩野縫殿介は京狩野の永俊と考えられ、その祖父縫殿介は永良ということになる。しかし、流布するところ鶴沢探索が禁裏御用を開始したのが明和六年（一七六九）とされており、なおかつ永良の没年が明和六年であることを考えると、本資料の明和八年寅という記事は矛盾している。この年は本来「卯」とすべきで干支を誤っており、記述に信頼性が欠けるのだが、この探索及び永良の禁裏御用を明和七年に踐祚した後桃園天

皇の時としている以上全くの誤記とは思えない。恐らく土佐家の認識と事実の間に何等かの食違いがあったのだろう。

四、土佐光信伝 明治時代 (旧目録三〇一)

二四・三×一七・〇 cm

土佐家中興の祖である土佐光信の伝記。薄美濃紙二葉に撮写され、こよりで袋綴じされている。帝国博物館の所蔵に触れているから明治期の著作と思われる。土佐光武は明治二十四年(一八九一)五月に光信及び光文の年回忌にあたるとして京都円山にて書画会の開催を企てている。この頃光武が土佐家の再興を願ったことは明らかで、本資料はこの時書写された可能性があろう。著者は不明だが、内容は諸書を参考にして当時の学界の水準にすればかなり内容豊かに整理されており、光武以外の手になる可能性も高い。二葉目に「墓地考」として光信の墓地に関する考証が貼紙の形で付されているが、内容から見て、これも本文と同じ著者のものと思われる。但し、光元、光吉、光則の墓所や領地についての詳細な知識を含み、この著者がかつて光武自身でないとしても土佐家に詳しい人物であったと推測できる。没年は『扶桑画人伝』と同様に大永五年(一五二五)説に従い、先の「土佐家没年目録」の天文十四年と異なる。伝に付された作品目録も概ね『扶桑画人伝』に収録されたものと一致している。

五、土佐光起伝書付 江戸時代 (旧目録三四八)

一七・五×一〇・五 cm

流布する伝記に従った、わずか三十九字の土佐光起伝である。恐らく軸物の箱などに極とともに添えられたものと思われる。

六、土佐家秘書目録 江戸時代 (旧目録二八三)

二八・五×四三・〇 cm

應永九年(一四〇二)に土佐行光が記した土佐家の秘書三部の解題を著した文書の写しの体裁を採っている。しかし、『和畫統傳譜畧』『先代畫工司補任』『繪所預春日日記』という三書とも現存が確認できず、現実に存在したものか分らない。藤原行光の没年については定かでないため年紀の偽を直ちに指摘することはできないが、谷信一氏が論じるとおり(美術研究八七「藤原行光考」)彼が土佐と称した記録が未だ知られておらず、また『考古画譜』に見える『畠山記』康応元年(一三八九)十二月二日の条に行光が官職を退いて閑楽と称したとする記事の存在などを考えると、恐らく偽文書と考えてよいだろう。文書を作成したのが土佐家の何者かは分らないが、秘書の内容を土佐家の祖藤原経隆を初めとする画人記録の存在を挙げて絵所預家土佐の正統性を証し、土佐の家業に関わる知識の所載を伝えるものとしている。後伏見院が外題を書き、三書のうち前二書を尊田親王の書とするところから14世紀初期の書写にかかることになっている。三書ともあえて偽書とする根拠はないが、存在を裏付ける記録もない。土佐家の秘書とされた光起の『本朝画

法大伝』は作画に関する内容が大半だが、一部に家業口伝の要素がある。にも関わらずこれらの書物の所在を窺わせる記述が見当たらないことも、大きな疑問である。

七. 土佐家所持絵本目録 享保十年（一七二五）（旧目録三二九）

一五・八×三二九・〇 cm

楮紙八枚を継ぐ。土佐家に所蔵された絵巻及び屏風類粉本の目録である。將軍徳川吉宗の依頼により、享保十年（一七二五）六月老中松平忠周の用人山村源八なるものが土佐家に書状を遣わし、粉本の目録を作成して江戸に回答することになった。その回答を書くための下書きが本資料である。源八が江戸を三日に出した書簡は土佐家に九日に届き、返書は一週間後の十六日付で發送されたとしている。回答したのは土佐光芳である。収録される資料は大半が土佐の系譜にある画人のもので、十八世紀初頭の倭絵の模本目録として興味深い。今日まで伝えられている作品も多く、一部は作者の手控として写した副本も含まれていた可能性がある。

八. 將軍御覽絵本目録 享保十年（一七二五）（旧目録三二七）

二八・五×四一・〇 cm

將軍吉宗の閲覽に供した粉本の目録。「土佐家絵本目録」を江戸方に回答した結果、閲覽に供する粉本の送付にあたり、その解説を加えたもの。恐らく六月十六日付の回答を受けて、再度何らかの要請を記した書簡が遣わされ、粉本選別の作業がなされたらしく、享

保十年（一七二五）八月三日の日付が記されている。ここに収録された九点の粉本の選択基準はいまいだが、武家故実に関わるものが選ばれているように見える。「目録」の記述からは分らない粉本の特徴が記されていて興味深い。これを見ると、同じ「絵本」といっても細粗好悪さまざまな状態であったことが分る。また「あらき絵本」と解説するものが入っていることから、土佐が粗略なものをわざわざ薦めるとも思えず、選別は將軍方で行われたとしてよいだろう。

九. 住吉称号證文書 寛文三年（一六六三）（旧目録三三二）

三六・五×五一・七 cm

住吉大社の神職津守國治が住吉の称号を代々使用することを住吉如慶（一五九九〜一六七〇）に対して認めた証書である。雁皮紙に写されており副本の可能性があらう。『古畫備考』には後水尾院が住吉絵所の絶えたことを惜しみ、再興したところ、後西天皇が寛文二年（一六六二）当時能手として聞こえた土佐廣通すなわち如慶に住吉絵所に入ることを命じたという伝が記されているが、本資料はこの記事に対応するものといえよう。しかしこの資料では寛文三年五月の年紀があり、住吉の称号を受けたのは勅命の翌年、靈元天皇が踐祚してまもなくのことであつたらしい。

注：旧目録番号は「土佐家粉本目録」（昭和28年）収録の番号

一・土佐派系図

江戸時代

繪所預土佐之系圖

御繪所者本是官寮在于建春門

内東脇御書所之北也内匠、我家寮ナリ

累代被補此御繪所之預職乎、

本朝御繪之事應 勅裁之旨云々、

土佐姓藤原始称春日、其先出于

太職冠鎌足公也、鎌足八世從五位下内

匠頭基光性善丹青、

宇多天皇勅為繪所別當也此職始于基光云々、

基光十有六世從五位下土佐權守經隆

能畫マツ祖基光之風、其名普于朝

市、乃依

後嵯峨院及

龜山上皇之勅裁ニ為累代繪所ノ預ト也矣、

隆兼邦隆亦能達父祖之業、遂改

春日以称土佐ト云々如庶子、召別号、

大職冠鎌足

不比等

正二位内大臣

贈正一位大政大臣



房前

真楯

内磨

冬嗣

良門

基光

行海

基成

基兼

光親

基嗣

隆昌

隆盛

清親

隆房

輔親

光賴

信隆

隆能

隆親

經隆

閑院

繪所マツ祖

贈正一位大政大臣

贈正一位大政大臣

從一位贈大政大臣

贈正一位大政大臣

從四位上内舍人

從五位下内匠頭

阿闍梨公

從五位下内匠頭

從五位下内匠頭

從五位上藏人

從四位下、

從五位下主殿頭

從五位下因幡守

正六位下、

從四位下出雲守

從五位下内匠頭

從五位下内匠頭

從五位下淡路守

從五位下藏人

從五位中務少輔

從五位下土佐權守

初名有房

母八稻毛三郎景成力女ノ藤子フジコ

光信 天文十四年五月廿日至明治四十三年ニ至ル四百〇八年
光信 天文十四年ヨリ至明治四十參年ニ參百六十六年

光信 天文十四年五月廿日卒ス明治四十三年ニ至ル參百六十六年

光茂 享祿年卒ス

光元 永祿十二年正月十三日センシ同年ニ至ル參百四十四年

光吉 慶長十八年五月五日卒ス同年ニ至ル貳百九十六年

光則 寬永十五年正月十六日死ス同年ニ至ル貳百七十三年

光起 元祿四年九月廿五日卒ス同年ニ至ル貳百廿年

光成 寬永七年三月廿一日死ス同年ニ至ル貳百百年

光祐 宝永七年七月九日卒ス同年ニ至ル貳百百年

光芳 安永元年八月廿九日死ス同年ニ至ル百三十九年

光親 享保十五年九月十七日卒ス同年ニ至ル百八十一年

光海 明和六年十月十二日死ス同年ニ至ル百四十一年

光淳 明和元年十二月六日卒ス同年ニ至ル百四十七年

光貞 文化三年貳月四日死ス同年ニ至ル百〇五年

光時 文政貳年八月十七日卒ス同年ニ至ル九十二年

光孚 嘉永五年三月廿七日死ス同年ニ至ル五十九年

光祿 嘉永二年九月十六日卒ス同年ニ至ル六十二年

光清 文久二年十一月廿一日死ス同年ニ至ル四十九年

光文 明治十二年十一月九日卒ス同年ニ至ル三十二年

光章 明治八年七月四日死ス同年ニ至ル三十六年

三、土佐光貞俸祿上申書控 文化二年（一八〇五）

一 古代より私「^{ヤツレ}」進仕来り候

御月扇之儀は凡「^{ヤツレ}」

より相見え申候、尤晝所預領地

并御月扇之料所も御座候

様子古キ文書共も御座候、然ル所

八代以然左近将「監光」元与申者

永祿十二年正月十三日

將軍義昭公本國寺合戰之

節御用ニ立戰死仕候、依之為

恩賞泉劔上神谷を以嫡子

光吉え被宛行之趣信長公奉書

傳來仕罷在候、于後泉劔之領地

を便ニ逃退泉劔堺ニ住居仕候、

勿論乍恐 御変代之御時

節ニ付、恒例之御用ホ被 仰付候

御沙汰も無御座候得共、天正

年中之比泉劔より御扇調進

仕候、其節晝所より嘉例之

御扇調進仕候為御褒美女房

奉書被下置家ニ傳來仕罷在候、

右之通先々は領地も御座候得共

是以足利家より給り候事殿

悉退傳仕候、其後追々御治世二

相成、寛永年中二五代已前光起

与申者帰京仕、家例之通如元

官位も被 仰付、月頃調進并

臨時之御用ホも相勤候、尤時々二

拝領物は仕候得共、于以来は無禄

二而御座候二付、亡父数年奉願候而

享保九辰年為御月扇之

料於 御臺所十人御扶持方

被下置候儀二御座候、

一 此度悴備後介儀、寶曆年中私

庶流御取立以来之通於御用儀

二季之常式御用願之通被

仰付被下候而も弟子共二も二季

之常式御用相勤候者共も御座候

間同様相成候而は晝所預兩家二

被 仰付候規模も無御座候二付

奉恐入候願二御座候得共、何卒悴

儀は私儀五十年余乍不調法

無滞相勤候親家、以可相成候儀二

御座候ハ、御扶持方二而も被下置候敷、

又は年々拝領銀二而も被下置候

様仕度此臨奉願候、勿論外繪師

二も鶴澤探泉儀は四代已前より

追々結構二被 仰付候、且又狩野

縫殿介儀は三代已前より追々

結構二被 仰付候儀杯も御座候

二付、右二書付申上候、尤於御用儀

二季之常式御用斗被 仰付候

者共も右二書付申候、

一 鶴澤探泉

右四代以前探山与申者始被召置

年々銀三拾枚宛被下置又探索迄

臨時之御用斗相勤罷在候所、

同人義冥加相叶明和八寅年

後桃園院様御代始以来

新規二御月扇被 仰付右之

為御料物五人扶持被下置、尤

二季之常式御用も其節より

被 仰付、當時不相変被 仰付

相勤候而相續仕罷在候事、

一 狩野縫殿介

右累代之繪師ニ而臨時之御用は
先祖より相勤罷在候処、祖父縫殿介

冥加ニ相叶、明和八寅年探索

同様ニ新規ニ御月扇調進被

仰付、為御料物年之銀拾五枚宛

被下置、尤二季之常式御用も

其節より被 仰付、當時不相変

被 仰付相勤相續仕罷在候事、

一 狩野正栄

右四代以前正栄始而二季之常式

御用被 仰付、不相変相勤當時

相續仕罷在候事、

一 吉田元椿

右先代元陳以來二季常式

御用被 仰付、不相変相勤當時

相續仕罷在候事、

一 恒枝金吾

右親恒枝専藏与申者私弟子ニ而

臨時之御用奉願被 仰付、于後

冥加ニ相叶、二季之常式御用被

仰付、不相変相勤當時相續仕

罷在候事、

丑

月 土佐土佐守

四、土佐光信伝

明治時代

土佐光信ノ略傳

光信ハ中務丞光弘ノ四男（或云彈正忠廣周

ノ男）ニシテ官右近衛将監タリ（或云左近

将監）、明應四年正月十八日四十二歳ニシテ

正五位下ニ叙セラレ、同五年十二月五日刑部

大輔ニ任シ、同十二年二月九日從四位下ニ補

セラル（或云明應五年十二月五日刑部大輔

ニ任シ文龜元年二月從五位下ニ叙スト、恐ク

ハ光茂ノ誤リナラン）、其前延徳元年土御門

天皇ノ真影ヲ拝寫シ奉リシニ、天皇自ラ御製

ヲ御影ノ上ニ遊ハサレシ由シ般舟三昧院ノ

記ニシルセリ、足利義政公ニ近侍シ殊寵ヲ

蒙リシニヨリ同公薨セラレシ後、其真容ヲ摸シ

テ子々孫々ニ遺ス、故ニ近代迄モ毎歲正月同

公ノ忌日ニハ必ス此影ヲ畫院ニ懸ケ茶菓ヲ
 供スルヲ先例トセリ、然ルニ維新後故アリテ
 今ハ帝國博物館ノ收藏トナレリ、光信丹青ノ
 餘暇ニハ連歌ヲ翫ヒシニヨリ、屢中御門宣胤
 卿ノモトニ參邸シ、風流ノ會ニハ必ス末席ニ
 列レリ、又光信カ描ケル清水縁起三卷ノ詞書
 ヲ同卿外数名ニテ書寫セラレシ事、及ヒ同卿
 ノ命ニヨリテ両面ノ衝立障子ニ表ニハ天王
 寺惣門腋ノ壁惠心僧都ノ筆半身ノ阿弥陀如
 來裏ニハ弘法大師ノ不動ノ像ヲ描キシニヨ
 リ畫料八十四匹ヲ贈ラレシヲ、光信イタク辞退
 セシ事等同卿ノ手記ニ載セタリ、永正年間ニ
 每歲十二月晦日ト六月トニハ一柄ノ扇子ヲ
 將軍家ニ奉ルヲ例トセシ由殿中申次ノ記ニ
 見ヘタリ、光信或ル時洛東鹿ヶ谷ニ遊ヒタリ、
 ユクリナク地ヲ鑿チ奇色アル土ヲ發見シ採
 リテ家ニ歸リ試ミルニ非凡ノ彩具トナレリ、
 是後設色ニ一層ノ秀潤ヲ增加スト云フ、シカ
 ノミナラス當時ノ漆工描金師等爭テ其下繪
 ヲ乞ヒタル由シ、是レ諸製品ノ圖按ニモ長シ
 タルナリ、現ニ光信カ作ル所ノ芦屋釜ノ遺稿
 一卷尚博物館ニ秘セリ、其項僧雪舟明ヨリ歸
 航シ光信ニ畫法ヲ説キ且手寫ノ卷ヲ贈ル、光

信是ヨリ更ニ和漢ノ法ヲ兼子合セタリトイ
 ヒ、其愛女千代子ヲ狩野元信ニ嫁セシメタル
 等ヲ想ヘハ、純然タル倭畫ノ法ハ光信ニ至リ
 稍一變シタルモノ、如シ、是ヨリ前画所預ノ
 爭論アリ、文明元年十月九日改任勅裁旨領掌
 不可有相違 之状將軍義政公ノ奉書家ニ在リ、
 扱光信ハ殊ニ高齡ニシテ大永五年五月廿日
 享年九十二歲ニシテ卒去ス、法號墓所不詳、
 其遺跡著名ノ品ヲ掲クレハ左ノ如シ、
 源氏五十四帖 清水寺縁起
 大画源氏屏風十双 舞楽屏風並卷物
 石山縁起 扇流彩色墨画ニ枚折
 金山天王寺縁起 両筆 光信 十二類絵卷
元信
 羅漢及佛画 福富草紙
 職人歌合 人磨像 ヲ
 四十八番春画 竹生嶋祭礼圖
 卅六歌仙額 源氏畫色紙
 藤袋草紙 堅田之圖
 一ノ谷合戦之圖 八嶋合戦之圖
 鶴草紙 鼠草紙
 一休半身ノ像 地藏堂草紙
 北野天神縁起 其他花鳥雜画等ナリ
 狐草紙

(貼紙)にて改行)

墓地考

光信ノ男光茂、光茂ノ男光元永祿年間將軍義昭公本國寺合戦ニ打死ス(法レ号光屋宗元墓地不詳)、其恩賞トシテ弟光吉ニ泉州上神谷ヲ宛テラレ泉州境ニ住ス、光吉亡後泉州境知恩院末寺法樹寺ニ葬ル(法号円照院)、子光則京師ニ轉住シ故有レテ官位ヲ申サズ、寛永十五年正月十六日死ス、初テ百萬遍知恩寺ニ葬ルト、依之是ヲ見レレハ光信カ墓所或ハ法樹寺ニアランカ、夫レ光吉カ死亡ハ慶長十八年五月ナリ、光信カ卒去ハ大レ永五年ナリ、相去僅々九十餘年ニ過キズ、然レモ光信カ先代行秀ノ二男廣周長祿三年レ近江国金勝寺領地ノ事アリ、又光吉存在中狼籍ノ輩領地押領スル等ノ事アリ、然ハ光吉レノ前ハ近江国ニ住シ義昭公ノ恩賞ニ依テ泉州ニ移リ領地押領セラレテ後光則京師ニ轉レ住セシナルヘシ、光信ハ其中間ニ死没セシモノナレハ其墓地近江カ将泉州カ轉々茫然タリ、聊カ歴レ代ヲ騰写シテ参考ニ供ス、

五. 土佐光起伝書付 江戸時代

光起 光則子「初名」藤満

〔下云〕、

三十八歳ニ

叙從五位下左近将監、

号常昭又号春可軒、

叙法眼、七十五歳卒、

六. 土佐家秘書目録 江戸時代

繪所預土佐家三部之秘書

和畫統伝譜畧 一卷

本朝神代御畫之根元、當道之元祖辰貴王子

ト從四位土佐權守經隆ニ至ル和畫嫡傳之系嗣、

并ニ本朝歴代之君臣和畫傳受之姓名を載之、

先代畫工司補任 一卷

元正天王ト後嵯峨院之御代ニ至ル畫工司補

任之姓名を記す、然ルニ經隆已来ヲ累代畫工司

と名ツク、職員永以當家ニ領掌する故也、

繪所預春日々記

繪所預土佐權守經隆朝臣之日記也、邦隆已下

又以續之、然ルニ春日記と題する事ハ當家本姓ハ藤

原、始ハ春日と称す、依之ニ此書ニ名□□ものなり、此レ

和畫之口傳 本朝之御行事等および伊勢

物語源氏番々ノ口傳家集哥之意百人首等之故

実共モ悉以載之、

右三部共ニ

後伏見院御外題被成下、

又前ニ番ノ詞 尊圓法親王之真筆也、

應永九年十一月日 繪所預土佐家大藏少輔行光奉

七. 土佐家所持繪本目錄 享保十年(一七二五)

繪本目錄

一 相撲

筆者 土本

公持

基光

阿闍梨公

一 獸之遊

鳥羽僧正

一 魔佛一如之圖

經隆

一 職人盡

同人

一 過去現在因果經

筆者 土本
兩
慶忍

慶忍

聖衆丸

一 中殿御会

信實卿

一 奥羽軍記

惟久

一 競馬

同人

一 聖德太子緣起

住吉法眼

一 いん志ん

同人

一 菖蒲獻

同人

一 城南神祭

同人

一 東大寺緣起

芝法眼

一 謹唐使

光長

吉備大臣双紙

一 騎馬之圖

同人

一 伴大納言

同人

一 源氏

同人

一 法然上人傳

吉光

一 長歌之繪

光正

一 弘法大師行狀

光顯

一 六波羅行幸

同人

一 天神緣起

隆成

一 物語草紙

同人

一 兩

同人

一 一遍上人緣起

長隆

一 長谷雄卿物語

隆相

一 西行双紙

相保

一 天神緣起

行光

一 依藤太

同人

一 融通念佛緣起

筆者 土本

寂濟

隆光

光國

行廣

行秀

寂濟

行秀

一 山王緣起

一 妖物之草紙

一鞍馬寺縁起 同人
 一深草祭 光重
 一祭之圖 同人
 一聖徳太子縁起 光弘
 一義家貞任戦 同人
 一天稚彦之絵 廣周
 一十二類 同人
 一轉寢草紙 光信
 一菅野地藏堂草紙 同人
 一物語草紙 同人
 一鼠草紙 同人
 一さころも 同人
 一鷹狩人形 同人
 一競馬 同人
 一職人盡 同人
 一源氏 同人
 一八嶋軍 同人
 一八瀬祭 同人
 一舞楽 同人
 十同 同人
 一五節 同人
 一歌仙 同人

一星光寺縁起 同人
 一下もえ 筆者十木
 光信
 女千代
 千代
 一上一人下万民 千代
 一平家公達 同人
 千代
 物語草紙 千代
 一犬追物 光茂
 一源氏 同人
 一八嶋軍 同人
 一長谷寺縁起 同人
 一三井寺縁起 同人
 一當麻寺縁起 同人
 一道成寺之絵 同人
 一競馬 玄二
 一酒天童子 元信
 一八嶋軍 同人
 一職人盡 光元
 一武者絵 三百餘
 十同 同断
 一石山寺縁起 三百餘斗
 一嵯峨积迦縁起 同断

一 聖徳太子縁起

同断

一 法然上人傳

同断

一 曇鸞大士傳

■スミケレ三百年餘

一 住吉物語

同断

一 清少納言枕草紙

同断

一 競馬之圖

同段
三百年斗

一 競馬

二百年餘

一 牛祭

同断

一 舞楽

同断

一 富士卷狩

同断

一 嚴島縁起

同断

一 龍宮之卷物

同断

一 燕物語

同断

一 賀茂祭

百年餘

一 积奠

同断

右の通絵本所持仕候、尤

此内屏風巻物數多之物

全部又は不足或は少々

之離れ物等中古已往之

分書記申候、已上、

畫所預

六月十六日 土佐左近將監

大樹御尋被遊候たる二付而、

享保十年巳六月十六日

右之通之書付関東へスミケレ

差下ス、松平伊賀守殿へ

申参用人山村源八殿へ

三日之状九日二着、同十六日

返答ニ如此認遣、

八、將軍御覽絵本目錄 享保十年（一七二五）

享保十巳年八月三日

関東へ入御覽候絵本九色、

一 競馬 惟久

近衛前撰政様へ来、光芳写、

一 駿馬之圖 光長

顔斗ニ彩色ある絵本、人形之

名書付アリ、

一 六波羅行幸 光頭

一 深草祭 光重

裏打あり、表紙と裏二書付、

光重筆と光起申傳とアリ、

一 義家貞 戦 光弘 任

彩色アリ、あらし絵本、

一 鷹狩人形 光信

人形斗はなれ物九枚、九枚之

内と壹枚く二書付アリ、

一 競馬 同人

六枚屏風片シ之写、六枚、

一 駿馬之圖 三百年余

人形七八寸斗、写殊外悪シ、

一 競馬 式百年余

古キ写、奥二元和之年号

書付アリ、写細ニ彩色付アリ、

(裏面)

山村源八様 土佐左

近将監

九. 住吉称号證文写 [寛文三年(一六六三)]

住吉大神社有繪所、有以乎中世

住吉法眼以丹青鳴于世、数代相

讀其家絶矣、粵法橋如慶出自

土佐流、欲繼住吉法眼名跡、望

住吉社繪所懇情甚深、依之感其志

授住吉称号、宜其及子々孫々永

不失家業為、

神致丹青之術者證文如件、

寛文三年五月日國治(花押)

法橋如慶老

内記殿